

PwCタイランド 法務・税務顧問契約(Retainer Service)のご案内

プライスウォーターハウスクーパース タイランド（「PwCタイランド」）では、日本企業の皆様が抱える日常の諸問題に対して法務・税務の専門家がアドバイス及びサービスを提供する契約をご用意しています。

この法務・税務顧問契約（「リティナー契約」）は、気軽に専門家のアドバイスが受けられることに加え様々な特典が得られることから、日系企業の皆様にご好評をいただいている。

リティナー契約の特典

- ・ 時間単価の優遇レートのご提供
- ・ 専属の日本人専門家の窓口設置
- ・ PwCタイランド主催のセミナーへの無料招待（1社1名様限りとさせていただきます）
- ・ タックスニュースレター（原則四半期毎に発行）・タックスインサイト（不定期に発行）等の日本語訳の無料配布



1. リティナー契約のスコープ

タイで事業を行う上で発生する日常の諸問題に対して、法務・税務の専門家がアドバイス及びサービスを提供いたします。

- ・ 法務・税務の諸問題に関して、電話・打ち合わせ等による口頭でのアドバイスの提供
- ・ 法務・税務に関するオピニオンレターの作成
- ・ 契約書等の社内文書の作成代行及びレビュー
- ・ 商業登記に関するサービス（登記申請書の作成及び申請代行、議事録の作成等）
- ・ 現地スタッフへの法務・税務に関するトレーニングの代行

なお、特別なプロジェクトは、原則的にはリティナー契約のスコープに含まれていませんが、事前の相談の際に別途協議させていただきます。

2. リティナー契約の追加特典

- ・ 時間単価の優遇レートのご提供
- ・ 専属の日本人専門家の窓口設置
- ・ PwCタイランド主催のセミナーへの無料招待(1社1名様限りとさせていただきます)
- ・ タックスニュースレター(原則四半期毎に発行)・タックスインサイト(不定期に発行)等の日本語訳の無料配布

3. 顧問報酬

リティナー契約をご利用の皆様には、標準時間単価から一定率を割引した優遇レートをご提供いたします。

1) 月額報酬金額

月額報酬金額は15,000—35,000バーツを予定しています(予想されるアドバイス及びサービスの作業時間によりますのでご相談下さい)。なお、実際のアドバイス及びサービスの作業時間が月額報酬金額を超過する場合は、追加で報酬をご請求いたします。

2) 優遇レートのご提供

ご契約の月額報酬金額に対して、実際の作業時間が月額報酬金額を超過した場合には、一定の割引後の時間単価をご提供いたします。(リティナー契約のスコープ以外のプロジェクト等についてもお使いいただける場合もあります。)

3) 報酬のご請求方法

月額報酬金額は毎月ご請求します。実際の作業時間が月額報酬を超過した場合の超過分は、優遇レートを用いて計算の上、3ヶ月毎にご請求致します。

4) その他

リティナー契約の報酬額には、VATが含まれておりません。

以上

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 208,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.

www.pwc.com/th